

第3章 基本方針

第3章

基本方針

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

富士見都市計画区域を構成する富士見市、ふじみ野市、三芳町を対象に埼玉県が定めています。

この計画は通称「整開保」ともいい、都市計画法を根拠として、将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に示すものとして、「まちづくり埼玉プラン（都市計画の基本指針）」をはじめ、市町村の総合振興計画、都市計画マスタープランなどにもとづき、以下の項目について定めて

います。

- ① 都市づくりの基本理念
 - コンパクトなまちの実現
 - 地域の個性ある発展
 - 都市と自然・田園との共生
- ② 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及びその方針
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ④ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2. 都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

都市計画法を根拠として、市町村が創意工夫のもと、市民の意見を反映させながら、まちのあるべき将来像や、今後のまちづくりの方向をわかりやすく具体的に示す計画で、本市では令和3年4月に策定しました。都市全体の将来目標としないを7つに区分した地域別のまちづくりの方針が定められており、その概要は以下のとおりです。

目標年次

令和22(2040)年、基準年次令和2年のおおむね20年後

まちづくりの理念

「充実した日々」

都市計画の目標

- ・ 生活環境が整った快適なまちづくり
- ・ 魅力・活力が生まれる人が集まる拠点づくり
- ・ 安全で円滑に利用できる交通環境づくり
- ・ 環境にやさしい水と緑のまちづくり
- ・ 災害に強い防災力の備わったまちづくり

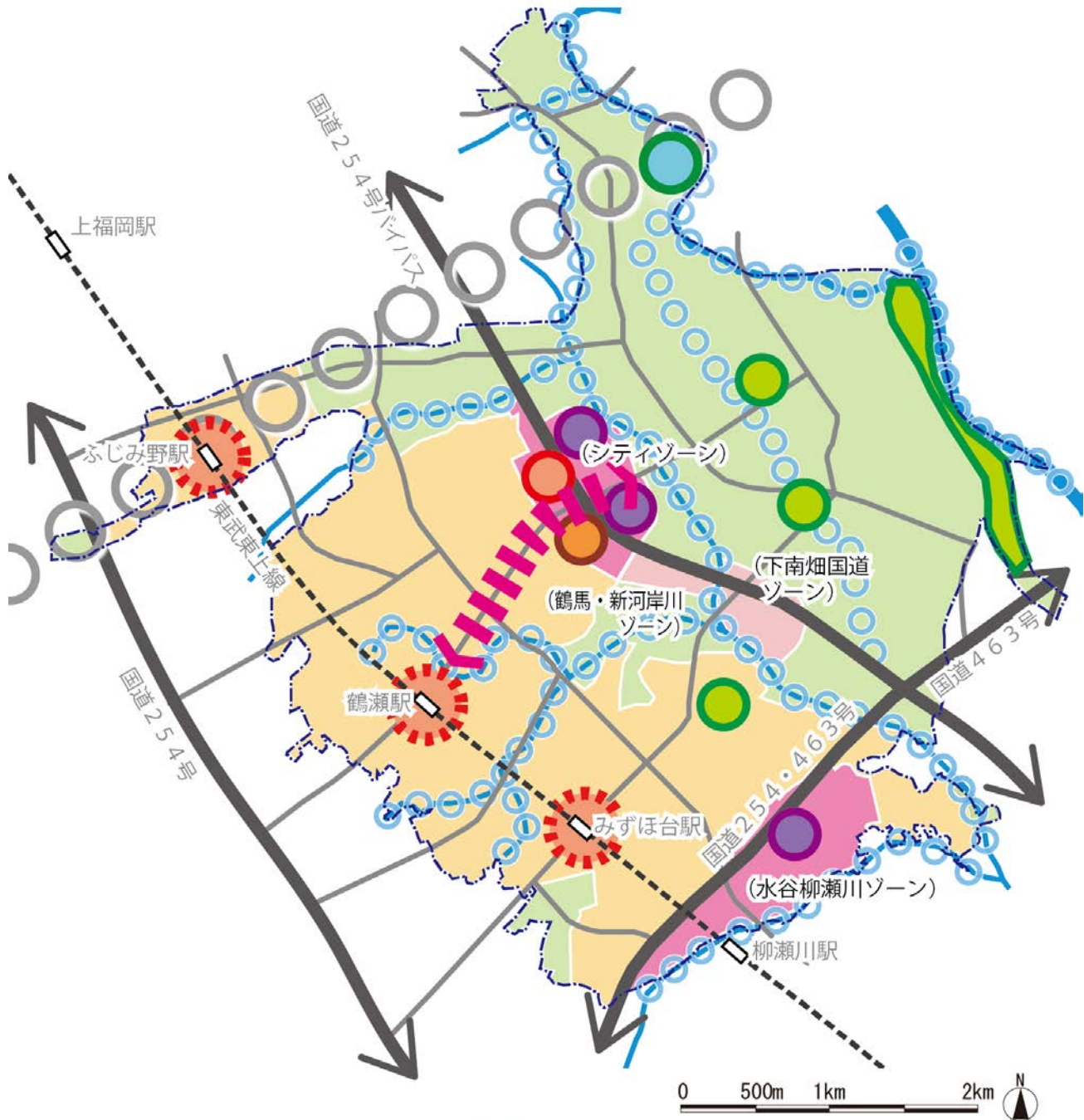
目指すべき都市像

市街化や集落地などの広がりを示す「土地利用」、商業や産業などの都市機能が集約する「拠点」、幹線道路や河川などの線的に伸びる「軸」により構成します。

将来人口

約11.1万人と想定(目標年次)

都市計画マスタープラン「まちづくり将来都市構造図(構想)」



<土地利用>

- 市街化区域
- 市街化調整区域

(計画的な土地利用の推進)

- シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン
- 鶴馬・新河岸川ゾーン、
下南畑国道ゾーン

<拠点>

- 駅周辺拠点
- 広域商業拠点
- 産業拠点
- 行政・文化拠点
- 自然・交流拠点
- びん沼自然公園

<軸>

- (道路交通軸)
- 核都市広域幹線道路
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 都市交流軸
- 水と緑の軸
- 行政界(市域界)
- 鉄道駅
- 河川